

「くすり」についてのお願い

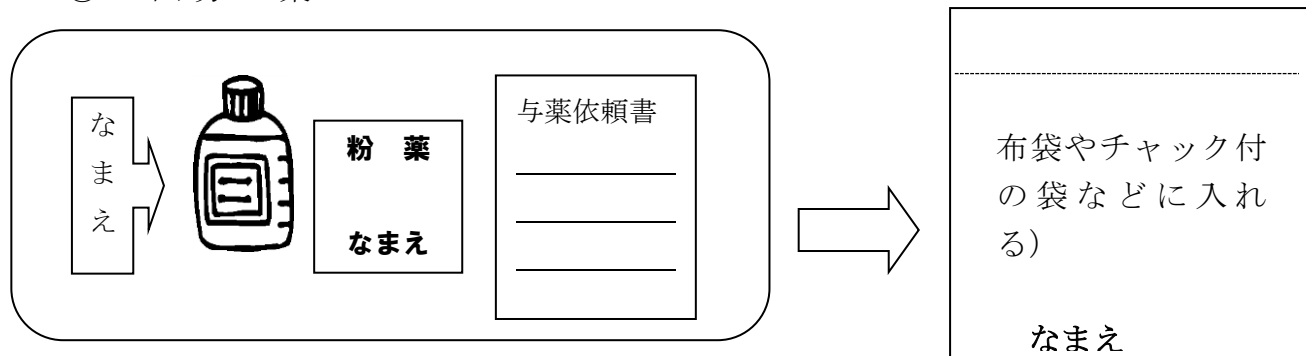
平成14年に保育園での「医療行為」についての問題提起があり、日本保育園保健協議会より与薬についての指導がありました。

医師から処方された薬は、子どもの場合は保護者が飲ませることが基本となっていますが、依頼があった場合は、必要最小限の薬をお預かりして看護師又は保育士が飲ませます。

- ・「与薬依頼書」の注意事項をよくお読み頂き、必要事項を記載して下さい。
- ・「与薬依頼書」は玄関と「いちご組（1歳児クラス）」の部屋の前にあります。また、慢性疾患の与薬依頼書は、別にありますので、ご記入に関して不明な点は担任にお問い合わせ下さい。

★保育園で預かれる薬

- ① 医師が現在の病状のために処方した薬
(病院から出された薬は、何の薬か確認して下さい。)
- ② 室温保管でよい薬
- ③ 1回分の薬



※薬にも記名して下さい。

※保育園で預かれない薬

- 以前に受診した時に処方された薬。
- 家族や兄弟に処方された薬。
- 保育時間内に飲ませる必要のある薬。
- “セキがでたら” “熱が〇度になったら” など保育園で判断して飲ませる薬。